

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 取組方針の目的

今日、少子高齢化による人口減少、住民ニーズの高度化及び多様化、本格的な地方分権時代の到来など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、依然として厳しい社会経済情勢が続く中で、住民サービスの向上に努めていくためには、地方公共団体は、事務事業の見直しや効率化を始めとした行政改革の推進を強く求められているとともに、その進捗状況については、住民の厳しい視線が向けられています。

このような状況の中、国からは、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成17年3月29日総行整第11号）」、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について（平成18年10月17日総行給第104号）」等において、地方公共団体の技能労務職員等の給与について、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、適正な給与制度・運用となるよう要請されています。

また、「経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）」においては、公務員の給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させるよう要請されています。

そこで、このような背景を踏まえ、市では、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し、市民の皆様に公表いたします。

2 現状

市においては、東大和市第3次行政改革大綱（計画期間：平成19年度～23年度）を策定し、行政改革に資する様々な施策に取り組んでいるところでありますが、人件費の削減についても例外ではありません。これまで、主に職員数の抑制による人件費の削減に取り組んできましたが、このうち技能労務職員数については、平成9年4月1日の75人から平成19年4月1日では36人と10年前の半数以下の職員数となっています。また、全職員に占める技能労務職員の割合は、平成9年4月1日の12.1%から平成19年4月1日では7.1%となり、10年間で5%減少しています。これは、事務事業の委託化等の推進により、平成5年度以降技能労務職員の採用をせず、退職者の不補充による人員削減を継続してきたことによるものです。

給料表については、以前は事務・技術職員と技能労務職員は、同じ給料

表を適用していましたが、平成17年1月1日から、事務・技術職員に適用する給料表（行政職給料表（1））と技能労務職員に適用する給料表（行政職給料表（2））を2表に区分し、それぞれの職員の職務と職責に応じた給料表を適用するようにしました。

民間給与水準との比較については、平均年齢等が異なるため、単純な比較はできませんが、当市の技能労務職員の給与水準は、民間の同種の職種に従事する者と比較すると高い傾向にあるといえます。

(1) 技能労務職員の職員数の推移

(隔年4月1日現在)

平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年
75人	64人	49人	46人	39人	36人

(2) 全職員に占める技能労務職員の割合

(隔年4月1日現在)

平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年
12.1%	10.8%	8.9%	8.5%	7.2%	7.1%

(3) 技能労務職員の職種ごとの人数・平均年齢・平均給与

(平成19年4月1日現在、平成19年4月分給与)

職種	人数	平均年齢	平均給与
給食調理員	25人	46.6歳	459,891円
その他	11人	52.1歳	512,642円
合計・平均	36人	48.3歳	476,009円

備考1 その他の職種の主な内訳は、運転業務（1人）、電話交換（2人）、施設営繕業務（1人）などです。

2 平均給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の額を含みますが、期末勤勉手当は含みません。

(4) 民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与（東京都）

職種	平均年齢	平均給与
調理士	37.7歳	302,500円

備考 平均年齢及び平均給与は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」の東京都内の調理士の平成16年、17年、18年の各6月分の3か年平均の数値を用いています。

(5) 技能労務職員の職種ごとの年齢別の人数・平均給与

(平成19年4月1日現在、平成19年4月分給与)

年齢	給食調理員		その他		計・平均	
	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与
～34歳						
35～39歳	4人	373,717円			4人	373,717円
40～44歳	10人	442,107円	2人	460,118円	12人	445,109円
45～49歳	4人	490,210円	2人	493,916円	6人	491,445円
50～54歳	3人	504,373円	2人	484,904円	5人	496,586円
55～59歳	4人	526,844円	5人	552,238円	9人	540,952円
全体	25人	459,891円	11人	512,642円	36人	476,009円

備考 平均給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の額を含みますが、期末勤勉手当は含みません。

(6) 技能労務職員の給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(2)を適用しています。

(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	計
標準的な職務内容	技能主事	技能主事	技能主任	
職員数(人)	0	0	36	36
構成比(%)	0.0	0.0	100.0	100.0

備考 平成20年4月1日から給与制度を改正し、行政職給料表(2)は、2級制(1級技能主事、2級技能主任)となります。

② 諸手当

技能労務職員に支給されている主な手当は、次のとおりです。なお、内容につきましては、一般行政職と同様です。

(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 13,000円
	配偶者以外
	2人まで 各6,000円
	3人目以降 各6,000円
	特定期間の加算 3,700円
住居手当	世帯主及びこれに準ずる職員 11,200円

通勤手当	交通機関利用者（6箇月定期券額を支給） 交通用具使用者（通勤距離に応じて1箇月ごとに支給）		
特殊勤務手当	名称	支給対象業務	支給単価
	社会福祉 業務手当	心身障害者の生活実 習等の業務	月額 3,300 円

3 見直しに向けた基本的な考え方

地方公務員の給与については、中高年齢層の処遇など民間給与と比べて、画一的年功的な給与制度により勤務実績の反映がされにくいという指摘があります。これらの課題に対応するため、地域の民間給与水準を適切に反映し、職務と職責に応じた給与制度へ転換を図る給与構造の改革が求められています。

市においては、平成17年1月1日に事務・技術職員に適用する給料表と技能労務職員に適用する給料表を2表に区分し、独自で定めてきましたが、技能労務職員に適用する給料表は、事務・技術職員に適用する給料表と近似した体系となっていました。

そこで、平成20年4月1日からは事務・技術職員の給料表を、東京都人事委員会勧告に基づき民間給与水準を反映した東京都の給料表（行政職給料表（1））に準拠させるのに合わせて、技能労務職員の給料表も東京都の給料表（行政職給料表（2））に準拠させることとしています。これにより、これまで以上に年功的な給与上昇の抑制を図ることができます。

4 具体的な取組み内容

（1）給料表

平成20年1月に特別区においては、行政職給料表（2）の平均9%の減額措置が図られるなど、技能労務職員の給与等の見直しが進められています。当市においては、平成20年4月1日から、東京都の給料表（行政職給料表（2））に準拠することに伴い、今後、東京都において進められる技能労務職員の給料表の見直しに併せて、その内容を当市の給料表に反映することにより、給与水準の適正化に取り組んでいきます。

（2）諸手当

技能労務職員に支給されている特殊勤務手当については、平成20年4月1日から年末年始勤務手当を廃止するとともに、社会福祉業務手当の支給方法を月額から日額へ変更するなど、引き続き、社会経済情勢の変化を注視しながら、その適正化に努めていきます。

特殊勤務手当以外の手当については、東京都や近隣市の動向並びに人

事院勧告等を踏まえ、適宜、その見直しを行います。

(3) 人事評価制度

職員の能力や勤務実績をより客観的に評価するための人事評価制度については、東大和市第3次行政改革大綱に位置づけられており、平成23年度の実施を目途に検討を進めていきます。

5 その他

(1) 技能労務職員の職員数の抑制

技能労務職員については、事務事業の委託化等を通じて、平成5年度以降の採用を見送ってきましたが、引き続き、民間活力の導入や適正な定員管理の推進に伴う退職者不補充により、職員数を抑制し、人件費の削減に努めていきます。

(2) 事務事業の見直し

当市においては、これまで行政改革の一環として、次のとおり業務の委託化等を推進し、結果的に技能労務職員の職員数の抑制に努めてきました。

<主な委託化等の内容>

業務	実施年度	見直しの状況	削減人数
庁舎夜間警備	平成7年度～	業務委託	1人
学校用務員	平成8年度～	業務委託	15人
バス運転業務	平成13年度～	業務委託	1人
保育園給食調理	平成14年度～	業務委託・民営化	6人
学校施設営繕	平成16年度～	再雇用職員の活用	1人
庁舎宿日直業務	平成15年度～	再雇用職員の活用	3人
自動車運転業務	平成19年度～	再雇用職員の活用	1人

一方、技能労務職員の平均年齢は48.3歳と高齢化し、今後5年間で8人（現職員数の22.2%）の定年退職者が見込まれますが、これに併せ更なる業務の見直しを進めていきます。特に、学校給食調理業務については、東大和市第3次行政改革大綱に位置づけられている「学校給食における今後のあり方」を検討していきます。今後、その検討の動向に注視しながら全技能労務職員の6割を占める学校給食調理員の処遇を検討していきます。

<定年退職者の見込み数>

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
2人	2人	2人	1人	1人